

中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内



令和7年10月1日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	眼科手術における術前検査での胸部レントゲン撮影については2方向の撮影は認められる。	胸部レントゲン撮影は、術前検査の基本的項目の1つである。胸部レントゲン撮影で得られた情報は術中呼吸心拍管理の上でも重要な情報であり、2方向の撮影の診断的意義はあるため認められる。ただし、2方向の撮影について画一的に認めるものではなく個別症例による判断が必要である。	適用診療月 令和8年1月1日
2	片側の眼球ろうに対するD255 精密眼底検査(両)の算定を認められない。	眼球ろうは失明して眼球萎縮を生じた状態であり、視機能の回復は見込めないことから、精密眼底検査(両)を行う意義は乏しく、初診時、再診時に関わらず「D255 精密眼底検査(両)」の算定は認められない。	令和8年1月1日

3	熱性痙攣における D235「EEG8」の算定については、原則として認められる。	脳波検査は熱性痙攣とてんかんを区別するためにも重要な検査である。また、てんかんは熱がなくても起こり、発作波と呼ばれる脳波での異常がみられることが多く、EEG8 は必要であるため、認められる。	令和8年1月1日
4	「皮膚」に対しての T-M (組織切片)の臓器数は、原則1臓器認められる。	同一疾患では異なる部位から採取した場合であっても1臓器として扱う。なお、関連のない異なる疾患であって、異なる部位の場合については有用性が高いためそれぞれの算定は認められる。	令和8年1月1日
5	「アトピー性皮膚炎の疑い」に対する D015TARC の算定は認められない。	TARC は、アトピー性皮膚炎の炎症の程度を数値で表し皮膚症状の変化の程度を短期間に反映する血液検査である。治療効果の判定やステロイドなどの外用薬を確実に塗布できているかなどのモニタリングに有用な検査であることから「疑い」病名には認められない。	令和8年1月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科・混合審査室混合審査課(TEL:082-576-8156)